

# 名古屋市商業者等による 地域貢献活動の推進に関する 条例のあらまし

令和4年4月1日一部施行／7月1日全部施行



## 条例の目的は？

小売業を営む者やその店舗の所有者、商店街などを対象として、**地域社会での共生**のもと、**互いに協力**することで、**より良い地域社会をめざす**条例です。

## 基本理念

▽条例がめざす地域社会との共生による循環モデル▽

都市・まちの  
発展

地域商業の活性化・社会への貢献

商売良し

## 地域社会での “共生”

市民からの信頼・  
顔の見える関係性

名古屋良し

安心・安全で快適なまち

市民良し

## 条例に基づく役割等には何があるの？

### 商業者等の役割



- 地域社会の一員として、活気と魅力のある商業地づくりに努めるとともに、創意工夫を生かして、地域貢献活動を行うよう努めなければなりません。

- 大型店は、周辺地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことを考慮して、地域と連携して積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければなりません。



※大型店とは、大規模小売店舗立地法の適用を受ける店舗面積1,000m<sup>2</sup>超の大規模小売店舗をいいます。

### 市の責務・役割



- 商業者等に対して地域貢献活動を推進するために必要な助言や情報の提供を行います。



- 商業者等が行う地域貢献活動に関する市民の皆様の理解を深めるよう努めます。
- 商業者等による地域貢献活動が推進されるように広報や啓発を行います。



### 市民の役割



- 商業者等による地域貢献活動について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動に協力するよう努めてください。



## 大型店の 地域貢献活動とは？

大型店は、開店する前に、商店街や学区連絡協議会などの公共的団体と協議して地域貢献計画書を作ります。開店後はこの計画書に基づき地域貢献活動を行います。

大型店が行う地域貢献活動の実施状況については、本市が公共的団体から定期的に意見を聴き、その内容を大型店に通知するなど、本市が関わりながら一層の地域貢献活動の推進をめざします。



## 地域貢献活動には どんなものがあるの？

「地域商業関係団体等\*への加入・協力」、「地域の清掃活動への参加」、「地域との災害協定の締結」、「従業員の地域からの優先的な雇用」、「子育て家庭の交流や相談の場の提供」など、まちづくりの推進や良好な地域社会の維持・形成に役立つさまざまな活動があります。

\*地域商業関係団体等: 商店街振興組合、商工会、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又はその連合体



### 地域貢献活動の分野

分野1	地域づくり	分野5	健康・福祉・子育て
分野2	防犯	分野6	雇用・労働
分野3	防災	分野7	撤退等
分野4	自然環境	分野8	その他



# 大型店の手続き

## 開店前

- 大型店が、大規模小売店舗立地法の届出等の3か月以上前に新設等届出書を名古屋市に提出します。
- 大型店が、説明会を開催します。



- 大型店が、公共的団体（学区連絡協議会、地域商業関係団体等）と協議し、5年度間の地域貢献計画書、地域貢献対照表、協議状況報告書を名古屋市に提出します。
- 大型店が、地域貢献計画書について、地域と意見交換するための懇談会を開催します。



## 開店

## 開店後

- 大型店が、地域貢献計画書に基づき地域貢献活動を実施
- 大型店が、名古屋市に地域貢献活動の実施状況を報告（毎年度）



- 名古屋市が、公共的団体に大型店の地域貢献活動に対する意見を聴取（計画の4年度目）



- 名古屋市が、大型店に意見聴取結果を通知



大型店が地域貢献計画書を見直し、  
次の5年度間の地域貢献計画を作成  
(計画の5年度目 (最終年度))

※撤退等を決定した時は、速やかに撤退等届出書を本市に届け出る必要があります。

### 問合せ先

#### 名古屋市 経済局 商業・流通部 地域商業課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL : 052-972-2433 FAX : 052-972-4138

MAIL : a2430@keizai.city.nagoya.lg.jp

詳しくは二次元コードを  
読み込んでください。

